

公益財団法人日本水泳連盟

オープンウォータースイミング (OWS) 競技・公認審判員規定の仕組み

	資格および申請条件	申請に必要な実務（役職）経験	登録料
A 級 審 判 へ の 申 請	イ. 本連盟の公認競技役員に登録を行なった者。 ロ. B級審判取得後、実務を4年以上継続した者。 実務とは、本連盟主催 OWS 競技会または本連盟認定 OWS 競技会における実務をさし、1回以上の本連盟主催 OWS 競技会における実務を含まなければならない。 ハ. 加盟団体ならびに本連盟 OWS 委員会より推薦を受け、本連盟資格審査委員会により適格と認められた者。	下記のいずれか。 審判長 レフリー 着順審判 ターンジャッジ 給水審判員 スターター	8000 円



	資格および申請条件	申請に必要な実務（役職）経験	登録料
B 級 審 判 へ の 申 請	イ. 本連盟の公認競技役員に登録を行なった者。 ロ. C級審判取得後、実務を4年以上継続した者。 実務とは、本連盟主催 OWS 競技会または本連盟認定 OWS 競技会における実務をさす。 ハ. 加盟団体より推薦を受け、本連盟資格審査委員会により適格と認められた者。	特定の役職は定めない。	6000 円



	資格および申請条件	必要な実務（役職）経験	登録料
C 級 審 判 へ の 申 請	イ. 18歳以上の者（高校生を除く）。 ロ. 本連盟の公認競技役員に登録を行なった者。 ハ. 本連盟が定める OWS 競技公認審判員講習会を受講し、検定試験に合格した者。 ニ. 本連盟が定める1日間の実技研修を修了した者。 但し、本連盟の競泳競技公認審判員登録者は実技研修を免除する。	—	4000 円

公益財団法人 日本水泳連盟

オープンウォータースイミング (OWS) 競技・公認審判員規定

(目 的)

第1条 この規定は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という）公認競技役員資格規定第2条2項に定める「審判員制度」に基づき、OWS 競技公認審判員（以下「公認審判員」という）に関する基準を定め、競技規則や規定を遵守し、誠実に審判員の任務を遂行させ、公正な競技会の運営に資することを目的とする。

(種 別)

第2条 公認審判員の種別は、下記のとおりとする。

1. OWS 競技 C 級公認審判員（以下「C 級審判」という）
2. OWS 競技 B 級公認審判員（以下「B 級審判」という）
3. OWS 競技 A 級公認審判員（以下「A 級審判」という）

(編 成)

第3条 公式・公認競技会の競技役員は、本連盟の公認審判員で編成しなければならない。
なお、公認審判員が不足する場合は、競技者の失格判定に直接関与しない役職に限り、公認競技役員または補助役員をもって充てることができる。

(資格審査)

第4条 公認審判員の資格審査は、下記のとおりとする。

1. 公認審判員として必要な競技ならびに競技会運営に関する専門知識、および実務経験の有無について行なう。
2. 加盟団体の推薦を受け、本連盟の OWS 委員会が行なう。
3. OWS 委員会の審査結果は、本連盟競技者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という）に諮られ、適格と認められた者に対し、本連盟より資格を与える。

(資格および申請条件)

第5条 公認審判員の資格および申請条件は、次の各号に掲げる者とする。

1. C 級審判
 - イ. 18 歳以上の者（高校生を除く）
 - ロ. 本連盟の公認競技役員の登録を行なった者。
 - ハ. 本連盟が定める OWS 競技公認審判員講習会を受講し、検定試験に合格した者。
 - ニ. 本連盟が定める 1 日間の実技研修を修了した者。但し、本連盟の競泳競技公認審判員登録者は実技研修を免除する。

2. B 級審判

- イ. 本連盟の公認競技役員の登録を行なった者。
- ロ. C 級審判取得後、実務を 4 カ年以上継続した者。実務とは、本連盟主催 OWS 競技会または本連盟認定 OWS 競技会における実務をさす。
- ハ. 加盟団体より推薦を受け、本連盟資格審査委員会により適格と認められた者。

3. A 級審判

- イ. 本連盟の公認競技役員の登録を行なった者。
- ロ. B 級審判取得後、実務を 4 カ年以上継続した者。実務とは、本連盟主催 OWS 競技会または本連盟認定 OWS 競技会における実務をさし、1 回以上の本連盟主催 OWS 競技会における実務を含まなければならない。
- ハ. 加盟団体ならびに本連盟 OWS 委員会より推薦を受け、本連盟資格審査委員会により適格と認められた者。

(登 録)

第 6 条 本連盟に公認審判員資格を認定された者は、本連盟に公認審判員として登録することができる。

(更 新)

第 7 条 公認審判員の登録は、4 カ年を経過する毎に登録の更新をしなければならない。
なお、特別な理由により登録の更新ができなかった場合、申請により、従前の資格またはその下の資格を認定することができる。

(研 修)

第 8 条 公認審判員は、OWS 競技の専門的知識および競技会運営の向上のために、本連盟または加盟団体の主催する研修会に参加しなければならない。なお、4 カ年に 1 回以上、上記の研修会への参加を怠った場合は、資格の更新を行なうことができない。

(登録料)

第 9 条 公認審判員は、登録にあたって次に定める登録料を、本連盟に納入しなければならない。

1. A 級審判 8,000 円
2. B 級審判 6,000 円
3. C 級審判 4,000 円

(役員証および役員手帳)

第 10 条 公認審判員は、競技役員の任にあたる際には、公認競技役員証および公認審判員証を携行しなければならない。また、審判業務の記録として、役員手帳に競技会主催者より証明を受けなければならない。

(附 則)

第 11 条 本規定施行のための細則は、別に定める。

(施 行)

第 12 条 本規定は、平成 27 年 4 月 1 日より実施する。

公益財団法人日本水泳連盟
オープンウォータースイミング (OWS) 競技・公認審判員規定
施行細則

(設置の根拠)

第1条 この細則は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）OWS 競技・公認審判員規定第11条に基づき設置する。

(審判員講習会)

第2条 審判員講習会は、本連盟の定めた科目および内容に基づき、別表1に定める。審判員講習会における検定試験の合否判定は、OWS 委員会所属の OWS 委員が行う。

別表1 (審判員講習会の科目および内容)

科目名	主な内容	集合講習	検定試験
OWS 概論と競技規則	OWS の意義・特性・歴史、競技規則 (競技環境、用具、など)	1 時間	合格
OWS のリスク管理	安全対策、医学的問題	1 時間	
OWS 審判員と職務	心得・任務、編成・配置・権限、競技規則 の詳細	1 時間	
合計	3 科目	3 時間	

(*) 検定試験については、3科目共通とする。

(競技会における実務)

第3条 公認審判員の申請条件である競技会における実務は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. B 級審判への申請に必要な実務（役職）経験
本連盟主催の OWS 競技会または本連盟認定 OWS 競技会における競技役員とし、特定の役職は定めない。
2. A 級審判への申請に必要な実務（役職）経験
本連盟主催 OWS 競技会または本連盟認定 OWS 競技会における、審判長、レフリー、着順審判、ターンジャッジ、給水審判員、スターターのいずれかとする。

(附 則)

第4条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。